

社会福祉法人 創樹会  
一般事業主行動計画（次世代法）

労働環境整備のため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 課題

- ①女性に比べ、男性の育児休業取得が低い。
- ②法人全体の月平均所定外労働時間数は一人当たり約4時間だが、事業所間や個人間では偏りが発生している。

3. 目標

- ①男性の育児休業取得率を50%以上とし、女性の育児休業取得率は現状の100%を維持する。
- ②月の所定労働時間数の偏りを解消するため業務分担を見直し、所定外労働時間数の上限目標を30時間以下とする。

4. 対策

令和8年4月1日からお互いに助け合う職場風土醸成のため、労働者間の助け合いの好事例発表・評価等の機会を設け実施する。